

## 人間文化研究機構内部通報処理委員会設置要項

平成18年4月28日

### (趣旨)

第1条 この要項は、人間文化研究機構内部通報の処理に関する規程（平成18年4月28日規程第111号）第2条の規定に基づき設置する人間文化研究機構内部通報処理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長の指名する理事 1名
- (2) 事務局長
- (3) 機関の長が推薦する研究教育職員 各1名
- (4) 機関の管理部長

### (任命)

第3条 前条第3号の委員は、機構長が任命する。

### (任期)

第4条 第2条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (検討事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 通報等についての調査の必要の可否に関すること。
- (2) 通報等についての調査の内容、方法に関すること。
- (3) 調査結果に基づく是正措置及び再発防止等に関すること。
- (4) 通報等の処理の仕組みの改善等に関すること。
- (5) 通報者等の保護に係るフォローアップに関すること。
- (6) その他公益通報者保護に関し必要な事項。

### (会議)

第6条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第7条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、機構本部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月28日から施行する。

※ この委員会の構成員については、情報公開委員会の構成員を兼ねることとする。